証券コード：7813
平成30年９月11日

株　主　各　位

福岡県大野城市仲畑二丁目３番17号
株式会社プラッツ
代表取締役社長　福　山　明　利

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年９月26日（水曜日）午後５時45分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．開催日時　平成30年９月27日（木曜日）　午前10時
２．開催場所　福岡県福岡市博多区下川端町３番２号
ホテルオークラ福岡　３階　メイフェア
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　１．第26期（平成29年７月１日から平成30年６月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第26期（平成29年７月１日から平成30年６月30日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第８号議案　監査等委員である取締役以外の取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

◎本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.platz-ltd.co.jp/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年７月１日から
平成30年６月30日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府主導の経済対策や通貨当局による金融緩和策の影響から雇用及び所得環境の改善傾向が続いたものの、個人消費のマインドに足踏みが見られました。また、米国の景気改善を背景とした利上げ観測のほか、トランプ大統領の動向や言動の影響を受け、為替・株式市場が変動する状況が続きました。また、欧州では各国の右傾化が進み、イスラム過激派によるテロ活動が頻発するなど政情が不安定化していることに加え、中東、東アジアでの地政学的リスクも高まっていることなどから国際情勢の先行きは不透明な状況が続いております。

介護保険制度の状況につきましては、平成30年３月時点の要支援及び要介護認定者の総数は、前年比で1.6％増加し655万人、総受給者数は前年から微減し492万人となりました。また、福祉用具貸与制度における特殊寝台利用件数は前年比で3.3万件増加し、89.4万件（前年比3.8％増）となっております（出所：厚生労働省HP「介護給付費実態調査月報」）。

こうした動きを背景に、当連結会計年度の福祉用具流通市場の販売実績は前年同期比で7.5％増加し、4,281百万円となっております。

医療・高齢者施設市場におきましては、介護保険制度における施設サービス（特別養護老人ホーム等）及び地域密着型サービス（有料老人ホーム等）を提供する事業所数が平成30年３月時点で4.0万事業所（前年比2.5％増）となっております（出所：厚生労働省HP「介護給付費実態調査月報」）。また、国土交通省による「高齢者等居住安定化推進事業」に基づく高齢者住宅（サービス付き高齢者住宅）につきましては、平成30年３月時点で6,999棟（同5.9％増）、22.9万戸（同6.3％増）となっております（出所：サービス付き高齢者住宅情報提供システムHP「登録情報の集計結果等」）。

こうした動きを背景に、医療・高齢者施設への新規開拓活動を強化したことにより、当連結会計年度の同市場の販売実績は前年同期比で21.1％増加し、930百万円となっております。

家具流通市場におきましては、一般ベッドの市場動向は国内人口の減少を受けて年々縮小傾向にあり、ベッド全体の生産実績は平成20年の83.2万台から平成28年の51.3万台と８年間で37.6％の減少、平成26年の57.6万台と比較して10.9％の減少となっております（出所：全日本ベッド工業会HP「ベッド類生産実績推移」）。

同市場の介護用電動ベッドの状況としましては、一般ベッドと同様に減少傾向が続いていることを背景に、当連結会計年度の同市場の販売実績は前年同期比で6.6%減少し、166百万円となっております。

海外市場におきましては、平成27年時点の中国の65歳以上人口の推計値は、前年比で4.5%増の１億3,517万人、韓国及び東南アジアでは同3.4%増の3,507万人となり、中国を中心に高齢化が進みました（出所：United Nations「World Population Prospects:The 2017 Revision」）。

当社グループにおきましては、連結子会社である富若慈（上海）貿易有限公司を中心に高齢者施設の案件獲得に注力した結果、当連結会計年度の同市場の販売実績は前年同期比で28.2%増加し、180百万円となっております。

なお、当社の当連結会計年度の医療介護用電動ベッドの総販売台数は4.5万台（前年同期比2.0%増）となっております。

為替の状況に関しましては、７月中旬に１ドル＝114円台をつけた後は円高傾向となり、９月初旬に一時１ドル＝107円台前半をつけ、３月末には１ドル＝106円台となりました。その後、一転して円安傾向となり、６月末には1ドル＝110円台半ばとなりました。なお、当連結会計年度における期中平均為替レートは、１ドル＝110円35銭となっております。

こうした状況を受け、為替差益33百万円（前年同期比43.1%減）を計上しております。

また、営業外収益として、持分法による投資利益162百万円（前年同期比4.3%減）を計上しております。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高5,559百万円（前年同期比9.6%増）、営業利益132百万円（同35.1%減）、経常利益325百万円（同24.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益241百万円（同31.0%減）となりました。

なお、当社グループは医療介護用電動ベッド事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

販売先市場	前連結会計年度 （自　平成28年７月１日 至　平成29年６月30日）	当連結会計年度 （自　平成29年７月１日 至　平成30年６月30日）	前年同期増減率 （%）
福祉用具流通市場(千円)	3,984,026	4,281,990	7.5
医療・高齢者施設市場(千円)	768,660	930,956	21.1
家具流通市場(千円)	178,069	166,285	△6.6
海外市場(千円)	140,761	180,516	28.2
合計（千円）	5,071,517	5,559,749	9.6

② 重要な設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、117百万円であり、その主なものは金型（116百万円）、リース資産（14百万円）であります。

③ 重要な資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第23期 (平成27年６月期)	第24期 (平成28年６月期)	第25期 (平成29年６月期)	第26期 (平成30年６月期) (当連結会計年度)
売上高(千円)	4,814,384	4,241,914	5,071,517	5,559,749
経常利益又は経常損失（△）(千円)	769,345	△20,648	428,927	325,573
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）(千円)	523,261	△14,222	349,175	241,002
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）(円)	158.87	△3.82	93.72	64.69
総資産(千円)	3,732,501	3,633,131	4,362,427	4,254,357
純資産(千円)	2,089,826	1,680,967	2,125,429	2,255,402
１株当たり純資産額(円)	560.88	451.15	570.51	605.42

(注) １．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、期中平均株式数にて算出しております。

２．当社は、平成30年４月１日付で普通株式１株につき４株の株式分割を行っております。第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）及び１株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第23期 (平成27年６月期)	第24期 (平成28年６月期)	第25期 (平成29年６月期)	第26期 (平成30年６月期) (当事業年度)
売　　上　　高(千円)	4,789,732	4,227,480	4,988,381	5,422,694
経常利益又は経常損失（△）(千円)	760,562	△55,247	377,874	275,766
当期純利益又は当期純損失（△）(千円)	516,281	△45,709	255,451	177,499
１株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）(円)	156.75	△12.27	68.57	47.65
総　　資　　産(千円)	3,594,622	3,707,386	4,104,192	3,974,934
純　　資　　産(千円)	2,054,995	1,826,668	2,039,059	2,127,364
1株当たり純資産額(円)	551.53	490.25	547.33	571.05

(注) 1．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、期中平均株式数にて算出しております。
2．当社は、平成30年４月１日付で普通株式１株につき４株の株式分割を行っております。第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）及び１株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	出資比率	事　　業　　内　　容
PLATZ VIETNAM CO.,LTD.	US$200万	100%	当社製品のアッセンブリと品質検査
富若慈（上海）貿易有限公司	400万人民元	100%	中国での介護用電動ベッドの販売

（注）特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

① 既存事業の拡大

当社グループは、医療介護用電動ベッドの製造・販売を主たる業務としており、福祉用具流通市場における収益がグループ収益の大半を占めております。当社グループは、当該市場の収益を基盤としつつ、医療・高齢者施設市場に注力することで国内営業力の強化を図ってまいります。

② 新規事業領域の拡大

・病院用ベッド営業のエリア拡大

当社グループでは、平成28年８月から病院用電動ベッド「P300シリーズ」の販売を開始し、病院用電動ベッド市場に参入いたしました。当初は本社所在地である福岡県から営業をスタートし、平成29年９月には関西エリア、平成30年７月には関東エリアに専任の営業社員を配置しております。

引き続き、都市圏を中心に営業エリアの拡大を図り、収益拡大に努めてまいります。

・中国、東南アジアを中心とした海外市場の拡大

世界的な平均寿命の延伸と出生率の低下により、高齢化は日本国内に留まらず、世界規模での社会問題となっております。特に高齢化が進んでいる中国においては、平成27年の65歳以上人口は１億3,517万人と総人口の9.7％を構成しておりますが、平成52年にはそれぞれ約３億3,379万人、23.8％まで上昇すると推定されています（出所：United Nations「World Population Prospects：The 2017 Revision」）。

当社グループでは、中国を中心とした東アジア圏市場の開拓に取り組んでおり、現時点では中国、韓国のほか、ベトナムなどにて販売の実績を着実に積み上げております。特に中国市場においては、当社製品の拡販と新顧客開拓を図るため、連結子会社の富若慈（上海）貿易有限公司を中心に営業活動を展開しております。

今後も各国の介護ニーズにあった商品開発や有力な代理店網の構築等の事業策を展開することで市場の拡大を図ってまいります。

・ベッド周辺製品やセンサー、IOTを生かした新規製品の取り組み強化

マットレスやリフトといった従来からあるベッドに関連した製品に加え、離床センサーや見守りセンサーなどのIOTを生かしたを製品を企画開発し、製品ジャンルを拡大させることにより、ベッド以外の収益源を確保し、安定した収益構造を構築してまいります。

・サービスや介護保険外の新規ビジネスの取り組み強化

当社グループは、医療介護用電動ベッドの製造・販売を主たる業務としており、当該業務による収益がグループ収益の大半を占めており、医療介護用電動ベッド偏重の収益構造となっております。また、こうした収益構造においては、医療・介護保険制度の動向が業績に大きな影響を及ぼします。

当該制度の影響を受けないサービスや医療・介護保険外の新規ビジネスを定期的に検討・企画することで、当社グループの更なる収益拡大と経営の安定化を図ってまいります。

③　製品コストダウン

当社グループは、医療介護用電動ベッドの製造販売を主たる業務としており、「高品質・高機能・低価格」を企業の強みとして事業展開しております。

当社グループでは、連結子会社PLATZ VIETNAM CO.,LTD.が、当社の主力製品である医療介護用電動ベッド及び周辺機器等の品質検査、アッセンブリを行っており、当該製品の主要な部品であるスチール部品については、持分法適用関連会社のSHENGBANG METAL CO.,LTD.が生産しております。

このような生産体制が「高品質」と「低価格」を実現する主要な要因となっておりますが、激化が進む競合他社との価格競争に対応するため、両社による生産体制の更なる効率化を図り、製品原価の削減を徹底して行うことで当社グループの強みである「高品質」と「低価格」を進化させてまいります。

④　生産性の向上・業務効率アップ

国内においては高齢化と少子化の影響により、慢性的な人材不足が社会的な課題となっていることに加え、当社グループは、中国を始めとした東アジアへの事業展開を積極的に行っております。

こうした状況の中で、当社グループにおける労働生産性の向上と多様な人材の活用などの働き方改革の実施が、企業としての競争力向上につながると認識しております。

働き方改革の推進により競争力を向上させることで、更なる企業価値の向上を図ってまいります。

(6) 主要な事業内容（平成30年６月30日現在）

当社グループは、医療介護用電動ベッドの製造及び販売を主たる業務としております。

(7) 主要な営業所及び工場（平成30年６月30日現在）

①　当社の主要な営業所

本社	福岡県大野城市
支店及び営業所	関東支店（東京都港区）
	東海支店（名古屋市名東区）
	関西支店（大阪市中央区）
	中四国支店（広島県福山市）
	九州支店（福岡県大野城市）
	東北営業所（仙台市若林区）
	北海道営業所（札幌市白石区）

② 子会社

PLATZ VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム国ドンナイ省
富若慈（上海）貿易有限公司	中国上海市

(8) 使用人の状況（平成30年６月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
医療介護用電動ベッド事業	232名	23名減

（注）使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
94名	6名増	39.2歳	8.3年

（注）使用人数は就業員数であります。

(9) 主要な借入先及び借入額（平成30年６月30日現在）

借入先	借入金残高
株式会社福岡銀行	473,200千円
株式会社西日本シティ銀行	250,000千円
株式会社みずほ銀行	232,130千円
株式会社筑邦銀行	200,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	100,000千円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（平成30年６月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　　7,840,000株

(2) 発行済株式総数　　3,726,000株

(3) 当事業年度末の株主数　　1,879名　（前期末比963名増）

(4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
福山明利	462,400株	12.41%
株式会社ＥＫＳ	400,000株	10.74%
Vietnam Precision Industrial CO.,LTD.	284,400株	7.63%
福山恵美子	262,400株	7.04%
プラッツ従業員持株会	126,200株	3.38%
株式会社福岡銀行	120,000株	3.22%
野中浩二	73,000株	1.96%
石橋弘人	72,000株	1.93%
城雅宏	60,000株	1.61%
株式会社筑邦銀行	60,000株	1.61%

（注）持株比率は自己株式672株を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成30年２月９日開催の取締役会において、平成30年４月１日付で普通株式１株を４株に株式分割することを決議し、当社定款を変更いたしました。

これにより、発行可能株式総数は7,840,000株に、発行済株式の総数は3,726,000株となりました。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年６月30日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
福山　明利	代表取締役　社長	
城　雅宏	代表取締役　副社長	
河内谷　忠弘	取締役　営業統括部長	
古賀　愼弥	取締役　商品統括部長	
近藤　勲	取締役　管理統括部長	
八田　正昭	取締役	二和興産株式会社　専務取締役
松尾　貢	常勤監査役	
片山　健一郎	監査役	
川邊　康晴	監査役	川邊事務所　会長
廣瀬　隆明	監査役	広瀬公認会計士事務所　所長 北九州ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 株式会社ナフコ　取締役

（注）１．取締役八田正昭氏は、社外取締役であります。
２．監査役川邊康晴氏及び廣瀬隆明氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役松尾貢氏は、長年にわたり当社の経理部門に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．監査役川邊康晴氏は、銀行出身者であり、金融機関の経営者であったことから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．監査役廣瀬隆明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
６．当社は、取締役八田正昭氏、監査役川邊康晴氏及び廣瀬隆明氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 総 額
取締役 （うち社外取締役）	6名 (1)	98,150千円 (1,300千円)
監査役 （うち社外監査役）	4名 (2)	12,610千円 (2,600千円)
合計 （うち社外役員）	10名 (3)	110,760千円 (3,900千円)

（注）１．取締役及び監査役の報酬限度額は、平成24年９月24日開催の第20期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額200百万円以内、監査役の報酬額を年額30百万円以内と決議いただいております。
２．当事業年度末の取締役の員数は６名、監査役の員数は４名であります。
３．上記の報酬等の額には、当事業年度における役員賞与8,520千円（取締役６名に対し7,550千円（うち社外取締役１名に対し100千円）、監査役４名に対し970千円（うち社外監査役２名に対し200千円））が含まれております。

(4) 事業年度中に辞任又は解任された役員の状況

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容
取締役	八田正昭	二和興産株式会社	専務取締役
監査役	川邊康晴	川邊事務所	会長
監査役	廣瀬隆明	広瀬公認会計士事務所 北九州ベンチャーキャピタル株式会社 株式会社ナフコ	所長 代表取締役社長 取締役

（注） 当社と各兼職先との間に重要な取引及び特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	八田正昭	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回出席いたしました。長年にわたる金融機関での勤務及び企業経営の経験を生かし、適宜発言を行っております。
監査役	川邊康晴	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回、監査役会13回のうち13回出席いたしました。長年にわたる金融機関の経営者の経験から適宜発言を行っております。
監査役	廣瀬隆明	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回、監査役会13回のうち10回出席いたしました。公認会計士としての専門的な見地から、適宜発言を行っております。

(6) その他役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

５．会計監査人の状況

(1) 名称　　新日本有限責任監査法人

（注）当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、平成30年７月１日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,740千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,740千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社の連結子会社であるPLATZ VIETNAM CO.,LTD.は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属するアーンストアンドヤングのメンバーファームの監査を受けております。

３．監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制システムといたしましては、「内部統制システムに関する基本方針」を取締役会にて以下のとおり決議し、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため各分掌に従い、担当する部署の内部統制を整備し、必要な諸規定の制定及び周知徹底を図るとともに、「取締役会規定」を遵守します。

監査役は、「監査役会規定」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査します。

取締役会は、「コンプライアンスマニュアル」を制定し、法令等の遵守に基づく公正な経営を行うことを規定するとともに、関係会社を含む全社員に周知徹底し、グループ全社員はこれを遵守します。

また、事業活動全般にわたる内部監査については、代表取締役社長に直属する「内部監査室」が、監査役・会計監査人との連携・協力のもと実施し、業務の適法・適切な運営と内部管理の徹底を図ります。

さらに、法令違反等に関して社員が直接通報できる「内部通報窓口」を設置し、内部統制の補完、強化を図ります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、「取締役会規定」、「情報システム管理規定」その他の社内規定に従い、文書または電磁的媒体に記録し、適切な保存及び管理を図ります。取締役及び監査役は、いつでも、これらの文書を閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

災害リスク、情報漏えいリスク、信用リスク、製品リスクその他さまざまなリスクに対処するため、「リスク管理規定」を制定し、リスク管理の最高責任者を社長とすると同時に、各リスク管理の所管部署と「経営会議」において、リスクの評価と対応を不断に実施し、リスク管理体制の維持・整備に努めます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は少なくとも月に１回以上開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り会社の重要事項を的確かつ迅速に決議するとともに、各取締役の業務執行を監督します。

取締役会の下に、取締役、監査役、および部門長で構成される経営会議を設置し、原則として月１回以上開催します。経営会議におきましては、取締役会から委譲された範囲内における様々な経営課題についての協議、報告を行い、社長及び取締役会による適切かつ機動的な意思決定に資するものとします。

また、社員の業務執行については、「業務分掌規定」、「権限規定」にその責任と権限を定め、これに基づき適正かつ効率的に行うものとします。

(5) 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は「コンプライアンスマニュアル」に準じて、コンプライアンス体制の整備につき子会社を指導するとともに、子会社への教育・研修を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努めることで、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保します。

また、「関係会社管理規定」に基づき、子会社の経営の独立性を尊重することで、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するほか、事業運営に関する重要な事項については、当社の承認ないし当社への報告を要することとしております。加えて、子会社の業務活動全般も「内部監査室」による内部監査の対象としており、併せてグループ一体となった内部統制の維持・向上を図ります。

子会社の損失の危機の管理については、当社の「リスク管理規定」に基づき、当社がグループ全体のリスクの評価と対応の実施及びリスク管理体制の維持・整備に努めます。

外国の子会社ついては、当該国の法令等の遵守を優先し、可能な範囲で本項に準じて業務の適正を確保する体制とします。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令及び「内部統制規定」に基づき、評価、維持、改善等を行います。

当社の各部門及び当社子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離等による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の信頼性の確保に努めます。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役（会）からの要請があった場合には、その要請に基づき、専任スタッフを配置のうえ監査業務を補助するものとします。

(8) 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前項の専任スタッフの人事考課、異動、懲戒等については予め監査役（会）の同意を得るものとし、取締役からの独立性が確保できる体制とします。また、当該スタッフは専ら監査役の指示に従って、その監査職務の補助を行います。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会のほか経営会議にも出席し、重要事項の報告を受ける体制をとります。

当社グループの取締役及び使用人は、コンプライアンス及びリスクに関する事項等、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見した場合は、速やかに監査役に報告することとします。また、当該報告を行った者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制とします。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会、経営会議のほか必要と認める重要な会議に出席します。また、重要な決裁書類、経理システム等の社内情報の閲覧を可能とします。

監査役は、会計監査人・内部監査室と連携協力して監査を実施します。さらに、代表取締役とは、随時意見交換を実施します。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行います。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考えとその整備状況

「反社会的勢力に対する基本方針と対応規定」において、市民生活の秩序及び安全に脅威を与える反社会的な勢力または団体とは一切の関係を持たず、これらの圧力に対しても毅然とした対応で臨み、断固として対決して、その圧力を排除することを宣言しております。なお、反社会的勢力へは、総務担当部門が、警察、弁護士等の専門機関と連携し対応します。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、上記に挙げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

①毎月開催される内部統制委員会において、内部統制システムの運用状況について、開示すべき重要な不備がないかモニタリングを行っております。また、本委員会において、各年度の内部統制システムの運用の最終評価を行っております。

②グループ各社にてコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスに対する意識づけを高める教育を行っております。

③毎月開催される経営会議において、グループ各社の経営幹部が出席し、経営課題の把握と対応方針、各種リスクが顕在化した場合の解決策について討議を行うとともに、情報の共有化を図っております。

④内部監査計画に基づき、当社の内部監査部門が監査役と連携して当社及びグループ各社の内部監査を実施しております。

連結貸借対照表

（平成30年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	2,742,771	流動負債	1,650,602
現金及び預金	829,723	買掛金	271,483
受取手形及び売掛金	1,090,275	短期借入金	950,000
商品及び製品	507,322	1年内返済予定の長期借入金	206,520
原材料及び貯蔵品	58,552	リース債務	6,340
未着品	43,654	未払法人税等	53,611
繰延税金資産	9,425	その他	162,647
その他	203,816	固定負債	348,352
固定資産	1,509,359	長期借入金	98,810
有形固定資産	581,421	リース債務	7,609
建物及び構築物	333,605	役員退職慰労引当金	145,519
機械、運搬具及び工具器具備品	234,658	退職給付に係る負債	79,516
リース資産	10,614	資産除去債務	16,397
建設仮勘定	2,544	その他	500
無形固定資産	41,042	負債合計	1,998,954
投資その他の資産	886,895	（純資産の部）	
投資有価証券	782,889	株主資本	2,280,938
繰延税金資産	26,048	資本金	582,052
その他	77,957	資本剰余金	308,447
繰延資産	2,225	利益剰余金	1,390,935
		自己株式	△497
		その他の包括利益累計額	△25,535
		その他有価証券評価差額金	2,454
		為替換算調整勘定	△27,990
		純資産合計	2,255,402
資産合計	4,254,357	負債・純資産合計	4,254,357

（注）　金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成29年７月１日から
平成30年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**5,559,749**
売上原価		**3,589,243**
売上総利益		**1,970,505**
販売費及び一般管理費		**1,838,381**
営業利益		**132,124**
営業外収益		
受取利息	4,789	
受取配当金	576	
為替差益	33,178	
持分法による投資利益	162,573	
その他	1,805	202,923
営業外費用		
支払利息	8,624	
その他	848	9,473
経常利益		**325,573**
特別利益		
固定資産売却益	1,161	1,161
特別損失		
固定資産除売却損	0	0
税金等調整前当期純利益		**326,735**
法人税、住民税及び事業税	78,414	
法人税等調整額	7,318	85,733
当期純利益		**241,002**
親会社株主に帰属する当期純利益		**241,002**

（注）　金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成29年７月１日から
平成30年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	582,052	308,447	1,239,345	△313	2,129,531
当期変動額					
剰余金の配当			△89,411		△89,411
親会社株主に帰属する当期純利益			241,002		241,002
自己株式の取得				△183	△183
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	151,590	△183	151,406
当期末残高	582,052	308,447	1,390,935	△497	2,280,938

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	2,054	△6,156	△4,101	2,125,429
当期変動額				
剰余金の配当				△89,411
親会社株主に帰属する当期純利益				241,002
自己株式の取得				△183
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	399	△21,833	△21,433	△21,433
当期変動額合計	399	△21,833	△21,433	129,972
当期末残高	2,454	△27,990	△25,535	2,255,402

（注）　金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　２社

連結子会社の名称　　PLATZ VIETNAM CO.,LTD.

富若慈（上海）貿易有限公司

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連会社数　１社

持分法適用関連会社の名称　SHENGBANG METAL CO.,LTD.

② SHENGBANG METAL CO.,LTD.の決算日は、12月31日であり、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、PLATZ VIETNAM CO.,LTD.の決算日は、連結決算日と一致しております。

富若慈（上海）貿易有限公司の決算日は、12月31日であり、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ．デリバティブ

時価法

ハ．たな卸資産

商品、製品、原材料

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

未着品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

（ただし、当社は平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。）

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

開業費

定額法（５年）によっております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度については、該当がないため未計上となっております。

ロ．役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

⑦ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

２．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　458,776千円

(2) 偶発債務

当社は、パラマウントベッド株式会社より、当社製品「ラフィオ」が同社保有の３件の特許権を侵害しているとして、平成29年７月19日付で東京地方裁判所において「ラフィオ」の販売、販売の申出又は輸入の差止請求、「ラフィオ」の廃棄請求及び550,000千円の損害賠償金を請求する訴訟を提起されております。

当社は、いずれの特許についても当社の製品はパラマウントベッド株式会社の特許権を侵害しないか、同社の特許について無効原因が存在すると考えており、訴訟においても同社の主張に対して争っていく方針です。訴訟の推移によっては今後の業績に影響を及ぼす可能性もありますが、現時点ではその影響を予測することは困難であります。

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
普通株式	931,500	2,794,500	－	3,726,000

(注) 普通株式の発行済株式の株式数の増加2,794,500株は、平成30年４月１日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を実施したことによる増加であります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年９月22日定時株主総会	普通株式	89,411	96	平成29年６月30日	平成29年９月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年９月27日定時株主総会	普通株式	74,506	利益剰余金	20	平成30年６月30日	平成30年９月28日

４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、医療介護用電動ベッドの製造販売に係る業務を遂行するための短期的な運転資金を主に銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は流動性の高い金融商品で運用し、その後、運転資金として利用することを基本としております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されており、上場株式については期末ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金は、一年以内の支払期日であります。また、その一部には、商品等の輸入に伴う外貨建取引があり、為替の変動リスクに晒されております。当該リスクに対して、為替予約等のデリバティブ取引を「為替リスク管理規定」に従い、実需の範囲で行うこととしております。

借入金は金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、当社の管理統括部内に債権管理担当者を配置し、販売システムより出力される各種帳票に基づき、各得意先からの回収状況を継続的にモニタリングする体制としております。

また、各得意先に対する与信限度の設定及び変更については「与信管理規定」に基づいてリスク低減を図っていることに加え、与信限度の設定に関する権限を営業統括部と管理統括部の両部門が有しており、相互に牽制することでリスクの低減を図っております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建営業債務については、管理統括部が相場変動を継続的にフォローし、「為替リスク管理規定」に基づいた先物為替予約取引の実施により、為替変動リスクの低減を図っております。

投資有価証券の価格変動リスクについては、時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、毎月資金繰り計画を作成・更新するとともに、相当額の手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
①現金及び預金	829,723	829,723	－
②受取手形及び売掛金	1,090,275	1,090,275	－
③投資有価証券			
その他有価証券	15,066	15,066	－
資産計	1,935,065	1,935,065	－
①買掛金	271,483	271,483	－
②短期借入金	950,000	950,000	－
③長期借入金（＊１）	305,330	301,067	△4,262
負債計	1,526,813	1,522,550	△4,262
デリバティブ取引（＊２）	－	－	－

(＊1) １年内返済予定の長期借入金を長期借入金に含めて表示しております。

(＊2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

①　現金及び預金、②　受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③　投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

負　債

①　買掛金、②　短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③　長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　　分	当連結会計年度
非上場株式等	767,823千円

上記については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産③　投資有価証券」に含めておりません。

５．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　605円42銭

(2) １株当たり当期純利益　　64円69銭

（注）当社は、平成30年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

６．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成30年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,497,482**	**流動負債**	**1,499,217**
現金及び預金	712,737	買掛金	129,267
受取手形	31,622	短期借入金	950,000
電子記録債権	120,177	1年内返済予定の長期借入金	206,520
売掛金	886,212	リース債務	6,340
商品	362,532	未払金	90,341
貯蔵品	35	未払法人税等	53,558
未着品	156,944	未払費用	39,463
前払費用	41,916	預り金	23,727
繰延税金資産	7,826	**固定負債**	**348,352**
その他	177,478	長期借入金	98,810
固定資産	**1,477,452**	リース債務	7,609
有形固定資産	**354,703**	退職給付引当金	79,516
建物	320,337	役員退職慰労引当金	145,519
構築物	13,268	資産除去債務	16,397
機械及び装置	147	その他	500
車両運搬具	0	**負債合計**	**1,847,570**
工具、器具及び備品	10,337	（純資産の部）	
リース資産	10,614	**株主資本**	**2,124,909**
無形固定資産	**38,330**	**資本金**	**582,052**
ソフトウェア	34,798	**資本剰余金**	**308,447**
リース資産	1,959	資本準備金	308,447
その他	1,571	**利益剰余金**	**1,234,906**
投資その他の資産	**1,084,418**	利益準備金	26,664
投資有価証券	36,217	その他利益剰余金	1,208,242
関係会社出資金	797,683	繰越利益剰余金	1,208,242
長期貸付金	153,097	**自己株式**	**△497**
繰延税金資産	25,847	**評価・換算差額等**	**2,454**
その他	71,572	その他有価証券評価差額金	2,454
資産合計	**3,974,934**	**純資産合計**	**2,127,364**
		負債・純資産合計	**3,974,934**

（注）　金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成29年７月１日から
平成30年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**5,422,694**
売上原価		**3,586,342**
売上総利益		**1,836,352**
販売費及び一般管理費		**1,674,851**
営業利益		**161,500**
営業外収益		
受取利息	1,814	
受取配当金	117,837	
為替差益	1,908	
その他	1,450	123,011
営業外費用		
支払利息	8,637	
その他	108	8,745
経常利益		**275,766**
特別利益		
固定資産売却益	1,161	1,161
特別損失		
固定資産除売却損	0	
関係会社出資金評価損	21,902	21,902
税引前当期純利益		**255,025**
法人税、住民税及び事業税	74,636	
法人税等調整額	2,888	77,525
当期純利益		**177,499**

（注）　金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年７月１日から
平成30年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	582,052	308,447	308,447	26,664	1,120,154	1,146,818	△313	2,037,005
当期変動額								
剰余金の配当					△89,411	△89,411		△89,411
当期純利益					177,499	177,499		177,499
自己株式の取得							△183	△183
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	―	―	―	―	88,087	88,087	△183	87,904
当期末残高	582,052	308,447	308,447	26,664	1,208,242	1,234,906	△497	2,124,909

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,054	2,054	2,039,059
当期変動額			
剰余金の配当			△89,411
当期純利益			177,499
自己株式の取得			△183
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	399	399	399
当期変動額合計	399	399	88,304
当期末残高	2,454	2,454	2,127,364

（注）　金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

③ 未着品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、当社は平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度については、該当がないため未計上となっております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、当社は算定に際して簡便法を適用しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　256,201千円

(2) 偶発債務

当社は、パラマウントベッド株式会社より、当社製品「ラフィオ」が同社保有の３件の特許権を侵害しているとして、平成29年７月19日付で東京地方裁判所において「ラフィオ」の販売、販売の申出又は輸入の差止請求、「ラフィオ」の廃棄請求及び550,000千円の損害賠償金を請求する訴訟を提起されております。

当社は、いずれの特許についても当社の製品はパラマウントベッド株式会社の特許権を侵害しないか、同社の特許について無効原因が存在すると考えており、訴訟においても同社の主張に対して争っていく方針です。訴訟の推移によっては今後の業績に影響を及ぼす可能性もありますが、現時点ではその影響を予測することは困難であります。

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	48,234千円
長期金銭債権	153,097千円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	49千円
仕入高	2,220,049千円
販売費及び一般管理費	4,350千円
営業取引以外の取引	118,880千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	672株

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
役員退職慰労引当金	44,325千円
未払事業税	3,704千円
棚卸資産評価損	23,035千円
退職給付引当金	24,220千円
未払手数料	3,789千円
関係会社出資金評価損	21,438千円
繰延消費税	4,792千円
その他	10,376千円
繰延税金資産小計	135,682千円
評価性引当額	△96,388千円
繰延税金資産合計	39,293千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△4,547千円
その他有価証券評価差額金	△1,075千円
繰延税金負債合計	△5,623千円
繰延税金資産の純額	33,670千円

６．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	PLATZ VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム ドンナイ省	US$200万	医療介護用電動ベッド製造業	所有 直接 100%	当社製品のアッセンブリと品質検査	製品の購入（注）１	2,220,049	前渡金	9,418
							資金の回収（注）２	19,922	流動資産その他 長期貸付金	22,108 132,648
							利息の受取（注）２	88	流動資産その他	1,547

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．価格その他の取引条件は、市場実勢価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

２．貸付金利は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間10年としております。なお、担保は受け入れておりません。

３．取引金額には消費税等を含めておりません。

４．取引金額には為替差損益は含まれておらず、期末残高には為替差損益が含まれております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　571円05銭

(2) １株当たり当期純利益　47円65銭

（注）当社は、平成30年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年８月24日

株式会社プラッツ
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山本　操司　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　内野　健志　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社プラッツの平成２９年７月１日から平成３０年６月３０日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プラッツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年８月24日

株式会社プラッツ
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山本　操司　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　内野　健志　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社プラッツの平成２９年７月１日から平成３０年６月３０日までの第２６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年７月１日から平成30年６月30日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１） 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２） 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３） 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年８月27日

株式会社プラッツ　監査役会

常勤監査役　松尾　貢　㊞

監査役　片山　健一郎　㊞

社外監査役　川邊　康晴　㊞

社外監査役　廣瀬　隆明　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1)　配当財産の種類
　　金銭といたします。
(2)　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金20円といたしたいと存じます。
　　なお、この場合の配当総額は74,506,560円となります。
(3)　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成30年９月28日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 当社は、業務執行に対する監査・監督機能の強化を図るとともに、意思決定の迅速化を実現することを目的として、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等その他の変更を行うものであります。

(2) 当社及び当社子会社の事業内容の拡大並びに今後の事業展開に備えるため、現行定款第２条（目的）に事業目的を追加するとともに、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります。

(3) 将来の経営体制の強化に備え、現行定款第22条（代表取締役及び役付取締役）第3項の役付取締役に取締役会長を追加するものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１条　（条文省略）	第１条　（現行どおり）
（目的）	（目的）
第２条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．介護ベッド・マットレス・車椅子等福祉用具の製造、販売	１．介護ベッド・マットレス・車椅子等福祉用具の製造、販売
２．医療用具、医療用機械器具の製造、販売	２．医療用具、医療用機械器具の製造、販売
３．健康機器・リハビリ機器の製造、販売	３．健康機器・リハビリ機器の製造、販売
４．家具及び事務用スチール製品、事務用品の製造、販売	４．家具及び事務用スチール製品、事務用品の製造、販売
５．前各号に掲げる物品の輸出入及びリース・レンタル及び仲介	５．前各号に掲げる物品の輸出入及びリース・レンタル及び仲介
６．高齢者福祉施設の経営	６．高齢者福祉施設の経営
（新　設）	７．スポーツ施設の経営
（新　設）	８．スポーツ施設の開業支援及び経営指導
（新　設）	９．スポーツ施設など健康サービス業のフランチャイズシステムの運営及び経営指導
（新　設）	10．スポーツトレーナーの育成事業
（新　設）	11．健康食品及び栄養補助食品の企画、製造、輸入、販売及びその仲介
（新　設）	12．化粧品の研究開発、製造、輸入、販売及びその仲介
７．前各号に付帯関連する一切の業務	13．前各号に付帯関連する一切の業務

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第３条　（条文省略）	第３条　（現行どおり）
（機関） 第４条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人	（機関） 第４条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査等委員会 （削　除） ３．会計監査人
第５条～第18条（条文省略）	第５条～第18条（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（取締役の員数） 第19条 当会社の取締役は、７名以内とする。	（取締役の員数） 第19条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。 ２．当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
（新　設）	
（取締役の選任） 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ２～３（条文省略） （新　設）	（取締役の選任） 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。 ２～３（現行どおり） ４．当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
（取締役の任期） 第21条 取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（取締役の任期） 第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新　設）	２．監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
2．増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	3．増員により、又は補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。
（新　設）	4．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 ただし、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできないものとする。
（新　設）	5．補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第22条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第22条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2．（条文省略） 3．取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、又必要に応じ、取締役副社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。	2．（現行どおり） 3．取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長及び取締役社長各１名、並びに取締役副社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
第23条　（条文省略）	第23条（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第25条 当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第25条　（条文省略）	第26条　（現行どおり）
（取締役会の決議の省略） 第26条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第27条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（取締役会の議事録） 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	（取締役会の議事録） 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
第28条　（条文省略）	第29条　（現行どおり）
（取締役の報酬等） 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。
第30条　（条文省略）	第31条（現行どおり）
第５章　監査役および監査役会	（削　除）
（監査役の員数） 第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。	（削　除）
（監査役の選任） 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。	（削　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ３．当会社は、会社法第329条第３項の規定に基づき、法令の定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ４．前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後の４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	
（監査役の任期） 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２．補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。	（削　除）
（監査役の報酬等） 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　除）
（常勤の監査役） 第35条 監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。	（削　除）
（監査役会の招集通知） 第36条 監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときには、この期間を短縮することができる。	（削　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
２．監査役全員の同意があるときには、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	
（監査役会規定） 第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。	（削　除）
（監査役の責任免除） 第38条 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削　除）
（新　設）	第５章　監査等委員会
（新　設）	（監査等委員会の招集通知） 第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。 ２．監査等委員全員の同意があるときには、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新　設）	（監査等委員会の決議方法） 第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　設）	（監査等委員会の議事録） 第34条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。
（新　設）	（監査等委員会規定） 第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。
（新　設）	（常勤の監査等委員） 第36条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。
第６章　計算	第６章　計算
第39条～第42条（条文省略）	第37条～第40条（現行どおり）
（新　設）	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、会社法第426条の第1項の規定により、第26期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（６名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため１名を増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）７名（うち社外取締役１名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	福山明利 （昭和33年７月23日）	昭和58年４月　株式会社山善入社 平成４年７月　有限会社九州和研（現当社）設立 代表取締役社長（現任）	462,400株
2	城雅宏 （昭和36年４月３日）	昭和60年４月　株式会社山善入社 平成６年12月　株式会社ゼウスコーポレーション入社 平成16年７月　当社入社 平成16年９月　取締役営業部長 平成21年７月　常務取締役営業部統括 平成25年７月　常務取締役生産管理本部長 平成25年９月　専務取締役生産管理本部長 平成27年７月　代表取締役副社長（現任）	60,000株
3	河内谷忠弘 （昭和42年７月11日）	平成３年４月　株式会社山善入社 平成６年12月　株式会社ゼウスコーポレーション入社 平成16年７月　当社入社 平成25年７月　管理本部長兼人事総務部長 平成25年９月　取締役管理本部長兼人事総務部長 平成27年７月　取締役人事総務部長 平成28年７月　取締役営業統括部長（現任）	36,000株
4	古賀愼弥 （昭和44年７月５日）	平成６年４月　九州松下電器株式会社（現パナソニックシステムネットワークス株式会社）入社 平成17年２月　日之出水道機器株式会社入社 平成20年１月　株式会社ブレイブリッジ入社 平成21年４月　当社入社 平成25年７月　商品本部長兼商品開発部長 平成25年９月　取締役商品本部長兼商品開発部長 平成27年７月　取締役商品開発部長 平成28年７月　取締役商品統括部長（現任）	8,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	近藤 勲（こんどう いさお） （昭和49年８月18日）	平成９年４月　株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成17年８月　当社入社 平成25年７月　管理本部　財務経理部長兼経営企画課長 平成28年７月　管理統括部長 平成28年９月　取締役管理統括部長（現任）	16,000株
6	※ 山口勝也（やまぐち かつや） （昭和50年９月18日）	平成11年３月　当社入社 平成28年７月　営業統括部　東日本営業部長 平成30年７月　営業統括部　営業部長（現任）	8,000株
7	八田正昭（やつだ まさあき） （昭和29年９月19日）	昭和53年４月　株式会社福岡銀行入行 平成12年７月　同行営業統括部　法人推進室長 平成18年４月　同行天神町支店長 平成19年５月　株式会社親和銀行出向　執行役員営業統括部長 平成22年４月　医療法人弘恵会ヨコクラ病院　理事 平成24年４月　二和興産株式会社　常務取締役 平成27年９月　当社社外取締役（現任） 平成28年４月　二和興産株式会社　専務取締役（現任） 平成30年２月　社会医療法人弘恵会ヨコクラ病院　理事（現任） （重要な兼職の状況） 二和興産株式会社　専務取締役	－

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．八田正昭氏は、社外取締役候補者であります。
４．八田正昭氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に携わっているほか、銀行出身者であったことから、経営及び財務の知識や経験等を有しており、当社の経営について有益な助言や指摘を期待できることから、当社の社外取締役に適任であると判断し、候補者といたしました。
なお、同氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての任期期間は、本株主総会終結の時をもって３年となります。
５．当社は、八田正昭氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
６．当社は、八田正昭氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役４名（うち社外取締役３名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	松尾　貢（まつお　みつぐ） （昭和29年11月17日）	昭和53年４月　株式会社福岡銀行入行 平成18年４月　当社入社 平成18年９月　監査役 平成19年９月　取締役管理部長 平成24年９月　常勤監査役（現任）	16,000株
2	川邊康晴（かわべ　やすはる） （昭和10年８月19日）	昭和33年４月　株式会社西日本相互銀行（現株式会社西日本シティ銀行）入行 昭和57年６月　同行取締役 平成４年６月　同行代表取締役専務 平成10年６月　株式会社西銀経営情報サービス（現株式会社NCBリサーチ＆コンサルティング）代表取締役社長 平成13年６月　同社代表取締役会長 平成15年４月　川邊事務所会長（現任） 平成25年９月　当社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 川邊事務所会長	―

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	ひろせ　たかあき 廣瀬　隆明 （昭和26年６月15日）	昭和52年11月　監査法人中央会計事務所入所 昭和58年９月　日本合同ファイナンス株式会社（現株式会社ジャフコ）入社 昭和62年２月　太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 平成12年７月　監査法人太田昭和センチュリー（現EY新日本有限責任監査法人）代表社員 平成17年９月　広瀬公認会計士事務所所長（現任） 平成17年10月　北九州ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役社長（現任） 平成18年11月　日創工業株式会社（現日創プロニティ株式会社）監査役（現任） 平成20年３月　株式会社TRUCK-ONE監査役 平成24年６月　株式会社ナフコ監査役 平成25年９月　当社社外監査役（現任） 平成26年６月　株式会社フェヴリナホールディングス（現株式会社フォーシーズホールディングス）監査役（現任） 平成28年６月　株式会社ナフコ取締役（現任） 平成29年３月　株式会社TRUCK-ONE取締役（現任） （重要な兼職の状況） 広瀬公認会計士事務所所長 北九州ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役社長 株式会社ナフコ取締役	8,400株
4	※ しばた　ゆうじ 柴田　祐二 （昭和36年９月12日）	昭和63年10月　太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 平成28年10月　柴田祐二公認会計士事務所所長（現任） 平成30年６月　株式会社ゼンリン取締役（現任） （重要な兼職の状況） 柴田祐二公認会計士事務所所長	―

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．川邊康晴氏、廣瀬隆明氏及び柴田祐二氏は、社外取締役候補者であります。

4．川邊康晴氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、元銀行経営者及び当該銀行グループのコンサルティング子会社の元代表者であったことから、経営者として十分な経験と知見を有していると判断し、当社の社外取締役に適任であると判断し、候補者といたしました。
廣瀬隆明氏及び柴田祐二氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、監査法人出身者で、現在でも公認会計士として活躍しており、また、当社以外の会社においても社外役員として就任していることから、取締役会を監査・監督する上で十分な経験と知見を有していると判断し、当社の社外取締役に適任であると判断し、候補者といたしました。

5．当社は、川邊康晴氏及び廣瀬隆明氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
また、柴田祐二氏の選任が承認された場合は、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

6．当社は、川邊康晴氏及び廣瀬隆明氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
また、柴田祐二氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
田邊（たなべ）　俊（しゅん） （昭和36年４月15日）	平成12年10月　弁護士登録 平成12年10月　田邊法律事務所入所 平成22年１月　同所代表弁護士（現任）	―

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．田邊俊氏は、補欠の社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に直接会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士であり、当社取締役の業務執行について法律的観点からコンプライアンスに係る監査並びにアドバイスをいただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

３．田邊俊氏が社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成24年９月24日開催の第20期定時株主総会において、年額200百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は６名（うち社外取締役１名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、７名（うち社外取締役１名）となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと４名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第８号議案　監査等委員である取締役以外の取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第６号議案の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は６名（うち社外取締役１名）ですが、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役以外の取締役は７名（うち社外取締役１名）となり、そのうち対象取締役は６名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年30,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1) 対象取締役は、３年以上で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 対象取締役が譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上

記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

株主総会会場ご案内図

福岡県福岡市博多区下川端町３番２号
ホテルオークラ福岡　３階　「メイフェア」
TEL（092）262-1111

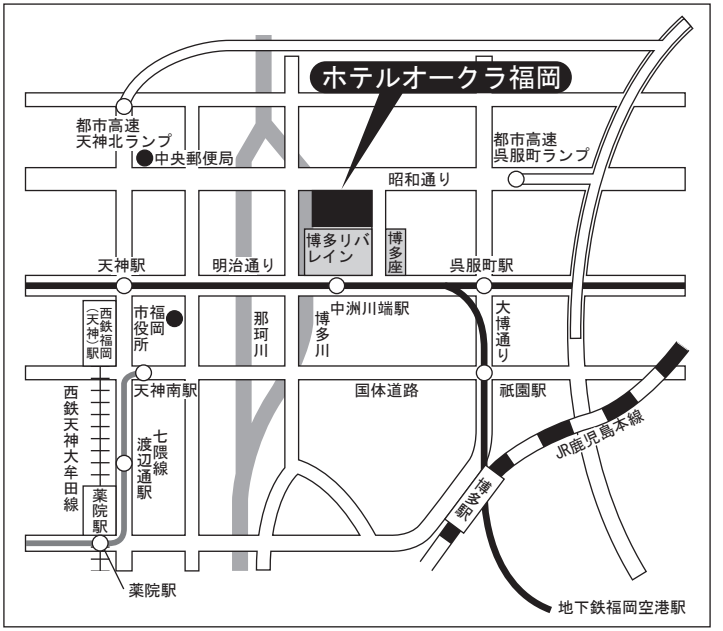

＜交通手段＞

JR博多駅から

地下鉄　　博多駅――中洲川端駅「姪浜方面行き」
（所要時間　約５分）

タクシー　所要時間　約10分

福岡空港から

地下鉄　　福岡空港駅――中洲川端駅「姪浜方面行き」
（所要時間　約10分）

タクシー　所要時間　約20分

西鉄福岡（天神）駅から

徒歩　　約15分